

巣鴨北中学校付近の旅館業営業許可申請について

1. 本件概要

巣鴨北中学校付近で旅館営業許可申請が行われ、池袋保健所長から教育委員会宛に、学校の清純な施設環境が著しく害される恐れがあるか否かについて別紙1のとおり意見照会が行われたため、学校長からの意見（別紙2）を踏まえ、別紙3「旅館業営業許可について（回答）」のとおり回答いたしたい。

2. 旅館営業許可の概要

(1) 照会の根拠（旅館業法第3条第4項）

旅館業を営業するためには、保健所の許可が必要となる。許可にあたっては、旅館業に係る施設の周囲おおむね100メートル以内に学校、図書館児童福祉施設等がある場合、施設を所管する首長又は教育委員会の意見を求めなければならない。

(2) 意見照会の対象となる施設（旅館業法第2条）

- ① 旅館・ホテル ② 簡易宿所 ③ 下宿

本施設は、①の旅館・ホテルである。旅館・ホテルとは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものを指す。

3. 当該施設の概要

別紙1「旅館営業許可について（照会）」のとおり。

(1) 学校からの見通し

当該施設は巣鴨北中学校敷地の北側約50メートルに位置する。学校との間には、中低層の集合住宅があるため、巣鴨北中学校から当該施設を見通すことはほぼ出来ない。

(2) 施設周辺の状況

付近は、国道付近であるが、戸建て住宅及び集合住宅からなる住宅地である。前面道路は朝日小学校の通学路には指定されている。

4. 教育委員会回答案

別紙3「旅館営業許可について（回答）」（案）のとおり。